

TRAMPOLINE ジュニア強化指定選手認定制度 (2015年)

(1) 目的

①ジュニア選手を計画的に育成・強化し、将来継続的にオリンピック並びに世界選手権で活躍しうる選手を育成・輩出する。

(2) 認定方法

①該当年の体操協会主催全日本ジュニアトラポリン競技大会成績（個人競技）とジュニア強化選手オーディションにて選出する。

(3) 認定期間

①強化認定期間は認定された日から1年間とする。

(4) 選考基準

★第1回全日本ジュニアトラポリン競技選手権大会

上記大会において各クラス優勝者を強化選手としてに認定する。

★ジュニア強化選手オーディション

ジュニア強化選手オーディション試験項目は別途定める。（強化本部にて若干名選出する）

{特典} ジュニア強化指定選手認定、合同練習・合宿等の参加資格、海外派遣対象選手

(5) その他

①上記に記載した強化選手として恥じない行動すること。またはケガで試合参加不可能な場合や指定された遠征、強化合宿不参加等が続いた場合は認定を取消することもある。

②尚、2014年度強化指定選手認定制度にてB強化指定を受けた選手は、2015年12月末まで継続してジュニア強化選手とします。